1　品種登録の番号　第21837号
2　品種登録の年月日　平成24年７月４日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
　Rosa L.
4　登録品種の名称　Evera146
5　育成者権の存続期間　30年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所
　有限会社ジェー・アンド・エッチ・ジャパン
　愛知県長久手市砂子607番地
7　出願公表の年月日　平成22年２月18日

1　品種登録の番号　第21838号
2　品種登録の年月日　平成24年７月４日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
　Rosa L.
4　登録品種の名称　Evera193
5　育成者権の存続期間　30年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所
　有限会社ジェー・アンド・エッチ・ジャパン
　愛知県長久手市砂子607番地
7　出願公表の年月日　平成22年２月18日

1　品種登録の番号　第21839号
2　品種登録の年月日　平成24年７月４日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
　Rosa L.
4　登録品種の名称　Evera221
5　育成者権の存続期間　30年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所
　有限会社ジェー・アンド・エッチ・ジャパン
　愛知県長久手市砂子607番地
7　出願公表の年月日　平成22年２月18日

1　品種登録の番号　第21840号
2　品種登録の年月日　平成24年７月４日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
　Rosa L.
4　登録品種の名称　Evera222
5　育成者権の存続期間　30年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所
　有限会社ジェー・アンド・エッチ・ジャパン
　愛知県長久手市砂子607番地
7　出願公表の年月日　平成22年２月18日

1　品種登録の番号　第21841号
2　品種登録の年月日　平成24年７月４日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
　Rosa L.
4　登録品種の名称　KURITA02
5　育成者権の存続期間　30年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所
　栗田植年
　岐阜県海津市海津町高須町430
7　出願公表の年月日　平成22年８月12日

1　品種登録の番号　第21842号
2　品種登録の年月日　平成24年７月４日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
　Rosa L.
4　登録品種の名称　ウィッシュアイ
5　育成者権の存続期間　30年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所
　杉山秀人
　愛知県安城市河野町藤野郷59番地１
7　出願公表の年月日　平成22年９月15日

1　品種登録の番号　第21843号
2　品種登録の年月日　平成24年７月４日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
　Solanum lycopersicum L.
4　登録品種の名称　DR03-103
5　育成者権の存続期間　25年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所
　日本デルモンテ株式会社
　群馬県沼田市清水町3748番地
7　出願公表の年月日　平成22年２月18日

1　品種登録の番号　第21844号
2　品種登録の年月日　平成24年７月４日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
　Solanum lycopersicum L.
4　登録品種の名称　みらら
5　育成者権の存続期間　25年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所
　河合美文
　愛知県豊橋市杉山町屋敷59
7　出願公表の年月日　平成22年８月25日

1　品種登録の番号　第21845号
2　品種登録の年月日　平成24年７月４日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
　Sorghum Moench
4　登録品種の名称　JN503
5　育成者権の存続期間　25年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所
　長野県
　長野県長野市大字南長野字幅下692―２
7　出願公表の年月日　平成22年６月14日

1　品種登録の番号　第21846号
2　品種登録の年月日　平成24年７月４日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
　Triticum aestivum L.
4　登録品種の名称　さぬきの夢(ゆめ)2009
5　育成者権の存続期間　25年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所
　香川県
　香川県高松市番町４丁目１番10号
7　出願公表の年月日　平成22年３月18日

Ⅱ　登録品種の特性の概要及び登録品種の育成をした者の氏名

登録品種ごとの登録品種の特性の概要及び登録品種の育成をした者の氏名は次のとおりである。(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省食料産業局新事業創出課に備え置いて縦覧に供する。)

○国土交通省告示第七百七十一号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年七月四日から三十日間国土交通省近畿地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十四年七月四日

国土交通大臣　羽田雄一郎

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
近畿自動車道天理吹田線	大和郡山市額田部北町九七五番五から同市額田部北町九七二番二まで	平成二十四年七月四日十一時

○関東地方整備局告示第二百四十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年七月四日

関東地方整備局長　下保　修

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　福生都市計画道路事業三・四・四号新青梅街道線及び立川都市計画道路事業三・一・四号新青梅街道線

三　事業施行期間　自平成二十四年七月四日至平成三十一年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　東京都武蔵村山市中原三丁目並びに西多摩郡瑞穂町大字殿ヶ谷字榎内川添、大字殿ヶ谷字砂前川添、大字石畑字砂前、大字石畑字二本榎及び大字武蔵地内

使用の部分　なし